十二　利　率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年三月十七日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年三月十七日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年三月二十二日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二年）（第三百六十三回）	○・一％	平成三十年四月十五日	十二億円
利付国庫債券（二年）（第三百六十五回）	○・一％	平成三十年六月十五日	百十二億円
利付国庫債券（二年）（第三百七十一回）	○・一％	平成三十年十二月十五日	二億円
利付国庫債券（五年）（第百十八回）	○・二％	平成三十一年六月二十日	百三十八億円
利付国庫債券（五年）（第百十九回）	○・一％	平成三十一年六月二十日	百八億円
利付国庫債券（五年）（第百二十二回）	○・一％	平成三十一年十二月二十日	五百九十五億円
利付国庫債券（五年）（第百二十三回）	○・一％	平成三十二年三月二十日	三百三十六億円
利付国庫債券（五年）（第百二十五回）	○・一％	平成三十二年九月二十日	五十億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十九回）	一・三％	平成三十一年三月二十日	百億円
利付国庫債券（十年）（第三百十回）	一・四％	平成三十二年三月二十日	七十七億円
利付国庫債券（十年）（第三百七回）	一・三％	平成三十二年三月二十日	六十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百十九回）	一・一％	平成三十三年十二月二十日	百三十七億円
利付国庫債券（二十年）（第四十四回）	二・五％	平成三十二年三月二十日	四十億円
利付国庫債券（二十年）（第四十九回）	二・一％	平成三十三年三月二十二日	四十一億円
利付国庫債券（二十年）（第五十一回）	二・〇％	平成三十三年六月二十一日	四十二億円
利付国庫債券（二十年）（第五十二回）	二・一％	平成三十三年九月二十一日	百六億円
利付国庫債券（二十年）（第五十三回）	二・一％	平成三十三年十二月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第五十四回）	二・二％	平成三十三年十二月二十日	二十億円

○財務省告示第百二十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十九年三月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月十一日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百四十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で九億三千九百四十五万円

六　払込金額　九億四千四百三十三万五千百四十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十九年三月九日

十　発行価格　額面金額百円につき百円五十二銭

十一　利率　年〇・一パーセント

十二　経過利子の払込み　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×$\frac{0.1}{100}$×$\frac{79}{365}$